

発議第4号

令和8年7月1日

糸魚川市議会議長 古畑 浩一 様

提 出 者 糸魚川市議会議員 東 野 恭 行

賛 成 者 糸魚川市議会議員 田 原 洋 子

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び糸魚川市議会会議規則第14条の規定により提出します。

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年糸魚川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

提案理由

協議等の場の開催に際し、費用弁償等の支給対象とするため、改正するものである。